

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 河川法施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 1 月 28 日 本紙第 5484 号 2 ページ
【法令番号】	平成 23 年 1 月 28 日 政令第 8 号
【管轄省庁】	国土交通省
【施行期日】	平成 23 年 3 月 1 日から施行
【制定の根拠】	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 9 条第 2 項及び第 36 条第 3 項
【法令のあらまし】	一 都道府県知事が許可する従属元の水利使用（特定水利使用以外の水利使用）に従属する発電による水利使用について、特定水利使用から除外する。（第 2 条関係） 二 特定水利使用の対象外とされた従属発電による水利使用のうち、準特定水利使用（取水量が一定規模以上の水利使用等）に従属する水利使用について、準特定水利使用として位置づける。（第 20 条の 2 関係）
【改正される法令】	河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）